

# DVD「食べて守ろうー山形県の在来作物ー」貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県が所有するDVD「食べて守ろうー山形県の在来作物ー」(以下「DVD」という。)の貸出に関して必要な事項を定める。

(貸出要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を行う。

- (1) 団体等が実施する農林水産業に関する研修会や食文化等をPRするための事業
- (2) 教育機関が実施する児童生徒に対する教育活動
- (3) その他必要と認める事業

2 前項に該当する場合でも、次の各号のいずれかに該当する場合は貸出をしない。

- (1) 個人が利用する場合
- (2) 営利を目的とする場合
- (3) 所有権もしくは著作権を侵害するおそれがあると認められる場合
- (4) その他適当でないと認める場合

(貸出の手続き)

第3条 DVDの貸出を受けようとする者(以下「貸出申込者」という。)は、貸出を受けようとする日の1週間前までに別紙様式1「DVD「食べて守ろうー山形県の在来作物ー」借用申請書」(以下「借用申請書」という。))を、農産物販路開拓・輸出推進課長に提出するものとする。

2 農産物販路開拓・輸出推進課長は、前項の申請があったときは、貸出申込者に対し、別紙様式2「DVD「食べて守ろうー山形県の在来作物ー」借用承認書」の通知を行うとともに、DVDを送付するものとする。

(貸出期間)

第4条 DVDの貸出期間は原則として2週間以内とする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない。

(DVDの返却)

第5条 DVDの貸出を受けた者(以下「借用者」という。)は、借用申請書に記載している返却予定日までにDVDを返却するものとする。

(借用に要する費用)

第6条 DVDの借用に要する費用は無料とする。ただし、送付に要する費用は借用者が負担するものとする。

(借用にあたっての留意事項)

第7条 借用者は、借用申請書に記載した目的以外の使用、第三者への転貸又は複製をすることはできない。また、貸出期間中に、DVDの棄損、紛失等が生じた場合は、速やかに農産物販路開拓・輸出推進課に報告し、その指示に従うものとする。

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は農産物販路開拓・輸出推進課がその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 8月26日から施行する。

附 則  
この規程は、令和４年 ７月 ２ １ 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和５年 ４月 １ 日から施行する。

附 則  
この規程は、令和７年 ４月 １ 日から施行する。